

令和2年第1回  
河内町議会定例会会議録 第2号

令和2年3月13日 午前10時02分開議

1. 出席議員 12名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	服部	隆君
5番	高橋	稔君	6番	小更	雅之君
7番	諸岡	周示君	8番	牧山	龍雄君
9番	野澤	良治君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
副町	長	藤井	俊一君
総務課長兼秘書広聴課長		諏訪	洋一君
企画財政課長		北澤	雅志君
都市整備課長		仲代	直人君
上下水道課長		香取	秀一君
経済課長		坂本	紀幸君
教育課長		大野	繁君
教育委員会事務局長		寺崎	光則君
町民課長		石山	茂樹君
福祉課長		吉田	茂久君
出納室長		石山	由美子君
子育て支援課長		足立	誠君
税務課長		伊藤	英樹君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 2 号

令和2年3月13日（金曜日）

午前10時02分開議

#### 議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程3. 議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 日程4. 議案第3号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第4号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第6号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程8. 議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程9. 議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程10. 議案第9号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第6号）
- 日程11. 議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程12. 議案第11号 令和元年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程13. 議案第12号 令和2年度河内町一般会計予算
- 議案第13号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計予算
- 議案第14号 令和2年度河内町介護保険特別会計予算
- 議案第15号 令和2年度河内町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第16号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第17号 令和2年度河内町下水道事業特別会計予算
- 議案第18号 令和2年度河内町水道事業会計予算
- 日程14. 閉会中の所管事務調査の件

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号

- 日程 3. 議案第 2 号
- 日程 4. 議案第 3 号
- 日程 5. 議案第 4 号
- 日程 6. 議案第 5 号
- 日程 7. 議案第 6 号
- 日程 8. 議案第 7 号
- 日程 9. 議案第 8 号
- 日程 10. 議案第 9 号
- 日程 11. 議案第 10 号
- 日程 12. 議案第 11 号
- 日程 13. 議案第 12 号
- 議案第 13 号
- 議案第 14 号
- 議案第 15 号
- 議案第 16 号
- 議案第 17 号
- 議案第 18 号

日程 14. 閉会中の所管事務調査の件

---

午前 10 時 02 分開議

○議長（服部 隆君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

---

○議長（服部 隆君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、教育振興対策については、高橋 稔君からの質問です。

2、水害、地震等の緊急事態における避難方法、避難場所について、コロナウイルス対策の現況について、防災危機管理対策室の設置と危機管理に特化した専用回覧板の必要性については、佐川洋司君からの質問です。

3、SDGs について、防犯対策について、成人式については星野初英君からの質問です。

4、防災対策について、町各種団体の会計について、第 5 次総合計画については、諸岡

周示君からの質問です。

初めに、高橋 稔君、登壇願います。

〔5番高橋 稔登壇〕

○5番（高橋 稔君） おはようございます。5番高橋 稔でございます。

今回の定例会は、新型コロナウイルス感染拡大防止策といたしまして、議場内でのマスクの着用、そして、傍聴者の方には傍聴席への入室をご遠慮いただくなど、異例の対応にての開催となりました。

ことし1月に、国内で新型コロナウイルスの感染が確認されてから日々新たな感染者が続出しており、感染症に対する不安や恐怖を一層駆り立てております。このように、目に見えないウイルスの恐怖から一刻も早く解放されるよう、早期の収束を願うばかりであります。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、教育振興対策についての質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染が拡大し、全国的にマスク不足や手指消毒液不足に加え、SNS上のデマが発端となり、トイレットペーパーなどの日用品の買い占めによる商品不足が起きるなど、日常生活にも深刻な影響を与えております。

このような状況の中、子供たちの学校生活における感染防止対策や休校中の対応等について、お伺いいたします。

また、少子化、過疎化、子供の貧困問題を背景に給食費を無償化している自治体が徐々にふえております。給食費無償化の主な目的は、食育の推進や保護者の経済的負担軽減、子育て支援や定住転入の促進における地域創生などが挙げられます。

河内町では、児童生徒数が年々減少傾向にあり、加えて人口減少が著しく進行しており、このままでは、町が危機的状況に陥りかねません。

そこで、子育て支援や少子化対策などの一環として、給食費を無償化し、町の活性化を図るための一助とすべきと考えますが、無償化の取り組み等について、お伺いいたします。

詳細については自席にて質問いたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） まず初めに、児童生徒に対する新型コロナウイルスの感染予防対策についてであります。

日本国内に新型コロナウイルスの感染が拡大しており、未知のウイルスであることから、その対処方法や治療方法がいまだに確立されず、人々の心を動揺させ、不安をかき立てております。

そんな中、政府は新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、小中学校、高校、特別支援学校を3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請しました。この要請を受け、かわち学園では3月4日から4月5日まで休業日と定め、児童生徒たちは既に休みに入って

おります。

現在のところ茨城県内の感染者の確認はされておられません。しかし、保護者の方々は、若年層は重症化リスクが低いとはいえ、自分の子供が新型コロナウイルスに感染していないか、とても不安に感じていることと思います。

そこで、かわち学園では、1月下旬に深刻化した新型コロナウイルスの感染情報を得てから休校に至るまでの期間、教職員を含む生徒等に対する感染予防策として、どのような対策を講じたのか。また、休校中の自宅学習のスケジュールの指導、ケアの方法、さらには万が一、児童生徒が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、報告体制は確立されているのか。加えて、仕事と家庭を両立している保護者にとっては仕事の関係上、日中、子供の面倒見ることが困難であることから、放課後児童クラブ利用者の増加が見込まれるが、受け入れ態勢、感染予防策等をどのようにされているのか。

なお、新型コロナウイルスが早期に収束することが望ましいことではありますが、常に最悪の事態を想定しなければなりません。

そこで、休業日明けの感染予防策について、どのように考えているのかを教育長にお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） それでは、ただいまの高橋 稔議員からのご質問にお答え申し上げます。

まず、休校に至るまでの期間、教職員等を含む児童生徒等に対する感染予防についてですが、例年11月ぐらいからインフルエンザの流行が懸念されます。

したがって、学校では、手洗い、うがい等の励行を強化しておりますが、今回の新型コロナウイルスの関係では、さらにマスクの着用とアルコール消毒、これらを加えて徹底を図ってまいりました。

教職員に対しましては、時折、教室の換気をお願いしてまいります。

さらに、マスクの着用を奨励しているわけですけれども、咳をしている子でマスクを着用していない子に関しましては、保健室にマスクも備蓄してありますので、それを積極的に与えるというようなことで対応してまいりました。

それと、休校中の自宅学習の指導ですが、3月に入って間もなく休校という措置をとりましたので、卒業学年以外の学年につきましては、残り3週間ありましたので、特定の学年を除いては、授業が少し残ってしまいました。その中で、3年、4年、6年生は授業を既に完了していたんですが、残った部分につきましては休校明けのスタート時、残った部分については丁寧に指導してから次年度の学習に入るよう指示を出しております。

それから、この休みに入りまして、既にもう10日を過ぎましたが、家庭学習のあり方につきましては、年度頭から「家庭学習のすすめ」を家庭に配布して、家庭学習についてご協力いただく手配をとっているわけですが、その再度の確認をお願いしてありま

す。それと、学級担任からは、基本的には時間割表が各学年ありますので、それに基づいてそれぞれのスケジュールを組んで、できるだけ通常の学校生活に近い生活をするように計画を立てさせ、あとはドリルとかその他の課題を与えて、それを宿題の形で家庭で勉強するように対応しています。

それからケアの方法ですが、やはり学校を離れておりますので、なかなか徹底できないこともあります。臨時休校についての教育委員会と学校側の連名で連絡文書を発送しました。この期間、学校側では午前午後1回ずつ、4班編成しまして、町内を中心に巡視をし、学級担任からは、定期的に各家庭に連絡をして、保護者というよりか、できるだけ本人と会話をし、生活の様子を伺うということでケアをしております。

それから万が一、判明した場合ですけれども、報告体制については、保護者から学校へ、学校から教育委員会へ、教育委員会から町、保健所等々に連絡をしながら、その後の対策を図りながら、学校生活の円滑な進み具合をケアしてまいりたいと考えております。

それと、放課後児童クラブの受け入れ体制ですけれども、通常42名の児童が利用しております。これに加えて今回の希望者が6名ほどふえ、合計48名です。通常、子育て支援課の手配でもって3名の支援員が対応してくれているんですが、この間、学校が休校なので、学校に雇用している4名の生活支援員のうち3名は放課後児童クラブの応援に回り、6人体制で子供たちの見守りをしております。

場所も学校の多目的ホールから中央公民館の大会議室へと移しました。これは学校の出入りをできるだけ避けたいということと、保護者の送迎が学校ですと公園の駐車場ということになるんですけれども、公民館ですとすぐ前まで子供を送迎できますので、そういう利点があります。また多目的の運動場もあれば体育館もありますので、多少、体力的に衰えがちな子供たちの遊びの場としても提供できますので、学校よりはいい環境にあると考えております。また、当然ですが、子供たちは常時マスクを着用しております。また、アルコールの消毒液も常備しておりますので、適宜使いながら生活を送っております。

休業明けの感染予防策ですけれども、教職員が勤務しておりますので、皆さんで環境を整えています。休業前も徹底していたようなマスク、うがい、それから手洗い、アルコール消毒、そのようなことを徹底してまいりたいと考えております。

それからスクールバス、現在、運行しておりませんが、スクールバスをお願いしている2社に対しても、バスの衛生管理の徹底をお願いしてあります。

それから、一番の心配されているマスクなどの備蓄品ですが、マスクは閉校になりました学校に残っていたもの、また新たに購入したものを合わせて現在3,000枚ほどあります。それからアルコール消毒液につきましては、大きなタンクで5リットルのものが一つ、それと、各教室には1本ずつ常備してあります。トイレットペーパーなども、現在のところ使っていないということもありますが、心配ないほど備蓄してあります。

以上です。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 児童生徒等に対する新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止に適切な対応をしていただき、子供たちの健康安全を第一に考えていただいている状況がよくわかりました。

しかし、昨今スーパーやドラッグストアの店頭で手指消毒剤やマスクなどの予防関連商品が品薄状態であり、入手が困難な状況であります。これらの対策にも万全を期していただき、継続した対応を引き続きお願いいたします。

次に、給食費の無償化についてであります。

昨年6月の一般質問において、星野議員が同様の質問をされておりますが、子育て支援や少子化対策の一環、また、教職員の負担軽減などの面からも、給食費の無償化は必要であるとの考えから質問をさせていただきます。

文部科学省の平成30年度子供の学習費調査では、公立学校で保護者が年間負担する子供1人当たりの具体的な数字は、小学校では学校教育費6万3,102円、学校給食費4万3,728円、学校外活動費21万4,451円の計32万1,281円。中学校では、学校教育費が13万8,961円、学校給食費が4万2,945円、学校外活動費30万6,491円の計48万8,397円であり、小学生と中学生のいる家庭では80万円超にも上る負担となります。

そのような中、小学校にあっては学校給食費が13.6%と、かなり高い割合を占めております。

日本経済は長引く景気の低迷からの回復の兆しを見せておりますが、雇用所得環境の改善が足踏み状態であり、所得向上が期待できない現状下において、子育てにこれだけのお金がかかる現状を見ると、複数人の子供を産み育てることにちゅうちょしてしまう環境であり、結果として、少子化が進行している原因の一つであるとも思われます。

令和2年2月17日の茨城新聞に、給食に公費、県内34市町村、保護者負担軽減広がるとの見出しで記事が掲載されておりました。それによると、河内町では材料の購入費などの一部負担とありましたが、具体的な内容等とそれにかかる経費はどのくらいなのか。加えて、修学旅行費や教材費等の無償化を実施している自治体がありますが、河内町では、このように教育義務に係る費用の負担をしているのか。負担をしているのであれば、具体的な内容等をお伺いいたします。

また、河内町の児童生徒数の過去3年間の推移と、令和2年度のかわち学園の児童生徒数をあわせて教育長にお伺いいたします。

茨城県においては、大子町と城里町が給食費の完全無償化を実施しております。大子町では小学生586人、中学生313人の計899人、城里町では小学生753人、中学生429人の計1,182人の児童生徒がおります。2018年茨城県の給食費の月額平均は3,769円であり、給食実施月を11回として単純計算しますと、大子町で月額約340万円、年間約3,740万円。城里町では月額約450万円、年間約4,950万円の予算が必要となります。

河内町が完全無償化を実施した場合、児童生徒数合わせて421人ですので、月額約160万円、年間約1,760万円であり、大子町、城里町に比べ非常に少ない予算で済みます。しかし、この数字はあくまでも単純計算であると同時に、賄い材料費のみの計算金額であり、そのほかの経費等により、予算措置がアップするのは承知しております。

さて、昨年6月の星野議員の給食費無償化の質問に対し、財源の確保、給食費の未納問題が課題であると教育長が答弁されております。また、自校給食のスタートに伴い、業務委託時に比べ約1,000万円が削減されているとの報告がありました。

そこで、財源の確保については、自校給食のスタートにより削減された約1,000万円と成田空港のさらなる機能強化における教育、医療、福祉等で使用可能な地域振興枠を充てることが可能であります。

また、未納問題については、無償化がスタートする以前の未納分については継続した対応が必要ではありますが、無償化後は未納者が増加することなく、給食費の徴収や未納、滞納者への対応も不要となり、教職員の事務煩瑣の軽減につながるなど大きなメリットがあります。

給食費を無償化することにより、保護者の経済的負担がより軽減できれば、安心して子育てができるなどの子育て支援につながり、他の地域からの転入効果も期待でき、地域創生にもつながると考えます。

雑賀町長は、町立としては県内初の小中一貫校を開校させるなど、すぐれた先見性と決断力、行動力を発揮し、常に住民目線で町政運営に当たられております。このようなお人柄でありますから、給食費の無償化についても、既に実施している自治体の実態調査を行い、河内町においても無償化にすべきとの意思を固めておられることと思っておりますが、持ち前の強いリーダーシップの熱意を町長にお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 町が負担している食材等の具体的な内容とその金額についてですけれども、米飯給食を町では週4回実施しています。このときの米の購入費、それから消費増税による給食費の値上げを抑制するという流れで430万円の予算を充てております。

それと、義務教育に係る費用で町が負担しているものですが、新入生が入学してまいりますと、算数の授業で算数セットを使います。これの購入費を公費で14万5,000円ほど。それから、修学旅行等のバス代、これは宿泊を伴うものが主なんです、5年生、6年生、7年生、9年生、それと校外学習で阿見の浄水場であるとか消防署とか警察署とか、そういうところを見学するバス代、これらに年間680万円。加えまして、部活動のユニフォーム、それから道具、吹奏楽部の楽器などの購入費に250万円。特にユニフォームにつきましても、種目によっては2種類、相手のチームと交錯するようなバスケットボールなどでは2種類必要になります。そういうものの1種類分は町で負担しています。毎年じゃありませんが、これも計画的にその部にユニフォーム代を補助しております。



異動してくる先生方の、これは異口同音の感想なんですが、河内町の教育予算はすばらしいですねとおっしゃっています。ほかの市町村と比べるわけではありませんけれども、河内町は、かなり手厚く子供たちに教育予算を組んでいただいていることに感謝申し上げます。

それから児童生徒の過去3年間の推移と来年度の在籍数ですけれども、平成29年度が518人、平成30年度492人、令和元年、現在ですが444人、来年度421人と児童生徒数が推移しております。

以上です。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 高橋 稔議員、本当にご苦労さまです。質問していただいて答えまで言っているような感じで、余り褒められても何も出てこないんですけども、今のお話で、一つは給食施設をつくって年間1,000万円浮いているっていうのは、これ当初の計画でした流れの中で、そのとおりになっているということです。

そういう中で、茨城県の中の消滅可能性都市の太子、城里、河内ということでご存じだと思うんですけども、高橋 稔議員が見た新聞も、私も実は見ておまして、大分、機は熟してきたなというふうに思っておまして、大野教育長とも給食の無償についてはいろいろと議論を庁内でさせていただいておるのが現状です。

おっしゃるように地域振興枠というものは教育福祉にも使えるということも高橋 稔議員のおっしゃるとおりでありまして、今、具体的な部分については、地域振興枠の確定がC滑走路の進み具合とリンクしておりますので、それが確定という形になってくればその地域振興枠が使えるということですので、それが進む段階で給食の無償化については進めていくような方向で考えております。

ただ、その場合にかわち学園だけというわけにはいかないと思うんですね、こども園もありますから。進めるとすればこども園も含めて考えていかなければならないというふうに思っております。

そういうことで、もうそろそろ答えが出てくる時期だと認識しておりますので、具体的に事務的な時間が多少かかるとは思いますが、前向きに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 今、町長のほうから答弁いただきましたけれども、今の答弁の中では、地域振興枠というような部分が確定されたらというような回答というふうに理解してよろしいのかなと思います。確定した場合には、その確定の年度内には実行されるというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 確定した段階で、例えば年度内に確定すれば、もうそれに合わせて早急に動けるように対応を考えております。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 町長の決断力、行動力、そして常に住民目線での町政運営に改めて敬意を表する次第でございます。

教育長の答弁にありましたように、かわち学園では3年間で約100人もの児童生徒数が減少しており、何と18.7%もの減少率であります。このことは河内町にとって非常にゆゆしき問題であり、早急に対策を講じなければなりません。

町長は就任時に、誰もが希望の持てるまちづくりを目指すと話されております。繰り返しになりますが、財源も確保でき、教職員の事務の軽減にもつながり、何とんでも保護者の経済的負担が軽減できることは、まさに誰もが希望の持てるまちづくりにつながることを思います。

早期の実現を目指し、積極的な取り組みを展開していただけることを期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 次に、佐川洋司君、登壇願います。

〔2番佐川洋司君登壇〕

○2番（佐川洋司君） 2番、新人の佐川洋司でございます。今後ともよろしくお願いたします。一月足らずでこの壇上に立てますことを感謝を申し上げます。

それでは、これより町民の目線に立った質問をさせていただきたいと思っております。簡潔なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

では、通告に従い一般質問を行います。

1項目は、水害や地震等の緊急事態における避難方法、避難場所についての対応、対処、対策についてお聞きします。

2項目は、新型コロナウイルス対策の現況についてです。中国武漢では感染死亡者が外に放置され、外で焼却をされているという情報もあり、人口の7割が感染すると言われております。対処、対策についてお聞きします。

3項目は、防災危機管理室の設置と危機管理に特化した回覧板の必要性についてです。

全て3項とも危機管理として人命にかかわる優先事項に対し、お聞きいたします。

詳細は自席に着いてお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） では質問いたします。

第1項、水害、地震等の緊急事態における避難方法、避難場所についてお聞きします。

利根川、新利根川が決壊する場合には、河内町の広域範囲が浸水する危険があります。

○議長（服部 隆君） 済みません。マイクちょっと近づけてください。

○2番（佐川洋司君） この場合、町が指定する避難場所は決して安全とは言えません。

そこで、河内町として隣接する千葉県、稲敷市、龍ヶ崎市の協力を得て、住民が最寄りの安全な施設に確実に避難できるよう、避難場所を用意しておくことが必要であるとは思いますが、現状はどうなっているのか。

また、場所や設備について具体的に教えていただきたいと思えます。

そして、避難場所が確保された場合でも、避難自体が困難な高齢者等について、各地区ごとに住民が連携して助け合う必要がありますが、現在、多くの地区で区長制が機能不全に陥っていることがあります。抜本的な改善が急務ではないかと思えます。お聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 佐川議員のご質問にお答えいたします。

町は、平成31年3月に従来からの避難所を基本として、各施設の活用状況等も踏まえて、改めて12カ所の指定避難所を指定しております。生板地区が旧生板小学校及び福祉センターの2施設、源清田地区が旧河内中学校及び西共同利用施設、旧みずほ小学校の校舎部分の3施設、長竿地区が中央公民館、農業者トレーニングセンター、農村環境改善センター、かわち学園の4施設、金江津地区が旧金江津小学校及びつつみ会館、旧金江津中学校の体育館部分の3施設で、合計で12施設となります。

町の指定避難所は町内全域が利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、地震への対応が主なものとなりますが、水害時においても、建物2階以上への垂直避難のための緊急避難場所としての活用を行うことも想定しております。

次に、避難所の備品等についてお答えいたします。

町は、災害対応に備えて飲料水やライスクッキー等の非常食、毛布や間仕切り用のテント等の災害対応用備品を備蓄しております。災害時には、こうした町の備品のほかに、複数の企業等と災害時の飲料水を初めとする生活物資等の供給に関する協定を締結しており、こうした協定を締結した企業等からの生活物資等の提供に加え、国や県、他の自治体等からの支援を受けて避難所運営等の災害対応を行うこととなります。

なお、昨年台風19号等の災害時には、中央公民館等の町の施設を自主的に町民が避難できるように開放いたしました。一時的な施設利用を想定しておりましたので、食料品や毛布等の持参をお願いしたところです。

続きまして、水害時の広域避難についてお答えいたします。

現在、町は稲敷地方広域市町村圏事務組合の市町村間において、災害時相互応援に関する協定を締結しておりますが、この災害時相互応援協定をより実効性のあるものとするために、平成31年3月に稲敷広域消防本部圏内市町村広域避難計画、利根川、小貝川洪水編が策定されました。この広域避難計画においては、避難先からのさらなる避難を避けるため、河内町の場合、避難先は利根川、小貝川の浸水想定区域外である阿見町及び美浦村となっております。

町は、この広域避難計画に基づき避難先である阿見町及び美浦村との協議を行ってまいりましたが、昨年10月の台風19号等の災害対応においては、広域避難先となる自治体においても災害対応を行っており、避難所の開設や初期段階での運営を避難先自治体職員が行うことを基本とする現在の広域避難計画が、円滑に実施できない可能性があるという課題が生じました。

町は、こうした現状も踏まえ、今後も阿見町及び美浦村との協議を引き続き行っていますが、現在の広域避難計画において、避難先とはされていない近隣の自治体等についても第2、第3の避難先候補として、町外の避難所等の確保に向けて協議を行ってまいります。

続きまして、避難自体が困難な高齢者等の救助についてもお答えいたします。

河内町は町全体が平坦な土地であり、利根川等の大規模氾濫が発生した場合に、町の中で十分に安全と言える避難場所を確保できず、広域避難を検討しなければならない事態も想定されます。

町は、町内外のバス会社等と協定を結び、災害時に自力で町外等へ避難することが困難なひとり暮らしの高齢者等を優先して、避難の誘導や町外の避難所等への輸送支援を行うことを検討しておりますが、民生委員や消防団等の関係機関のご協力をいただいたとしても、避難を支援する者が不足しているという課題がございます。

災害時においては、自分や家族の身は自分たちで守る自助、地域や隣近所の助け合いである共助、国や県、市町村等が支援援助する公助がございますが、共助の柱となる組織が自主防災組織となります。

大きな災害が発生した場合、国や県、市町村等による公助が行き届くには時間がかかるため、自分たちの命や財産を守り、自分たちの町は自分たちで守るという自主的な防災組織を地域の方々の手で作り、お互いに協力し合って災害に立ち向かうことが地域の防災力強化のためには必要であると考えております。

町は自主防災組織について、区長会議等において先進的な活動を行っている町内の自主防災組織の事例発表等を行うことや、町民へのパンフレットの配布等を通じて、町民みずからが地域の防災の主役であるということ意識することにより、地域での自主的な防災活動につながることを目的とした広報活動等を行ってまいりました。

また、町は地域の防災リーダーとなり得る防災士の資格取得や自主防災組織についての補助金等を予算化し、地域の防災力の強化も図っております。

今後も、町は区長を初めとした地域の方々や防災士等の地域の防災リーダー、また民生委員や消防団等の関係機関等と連携し、地域と一体となった防災活動を推進することにより、地域の防災力である自助、共助の意識を高め、安心安全に暮らせる地域社会の形成に努めてまいります。

一方で、高齢者等も含めた町民みずからが、自分の身は自分で守る自助の意識を持ち、

ふだんから町外を含めた親戚や知人宅等への連絡手段や避難方法など、自分や家族等の身の安全を守ることについて、事前に決めておくことも必要であると考えております。

町は、今後も災害対策及び自助、共助の重要性について、広報やホームページ等で継続してお知らせするとともに、災害時においては、避難所等の災害情報について、町の防災行政無線やホームページ等により、迅速な情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

一つ、ふだん感じていることをちょっとお話ししたいと思います。

例えば、防災士の養成、バスの避難、自主防災組織の組織をつくるっていう、つくるのはいいんですが、具体的に防災士の人にはこういうことしてもらいますよっていう、そういうまずは活動マニュアルというのは当然必要となりますが、その辺が1点欠けていることだと思います。

それとあとバスの避難ということでありまして、具体的に何人の人をバスで避難させるのかっていう、そういうところから地区ごとに自主避難が不可能な人がこの地区に何人いて、じゃあその人をどこでバスに乗せてっていう、そういう細かいところから始めていかないと何も進んでいかないっていう気はします。

区長会に関しても、全て区長さんが元気であれば河内町は本当によくなると思うんですが、やはり区長さんに対してもお願いをするっていうことではなくて、依頼をするという形でマニュアルが必要ではないかと思います。区長さんになったときにはこういうことしてもらいますよっていう、その辺はこれから考えていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） 次の質問に入ります。

2項目めです。コロナウイルスの対策の現況についてです。

まず、国の指示で現在、情報がいろいろ変わっていますが、4日間待機するというふうな形にはなっているんですが、インフルエンザとかほかの病気に罹患している場合に、それが重症化してしまう危険性があります。

また、コロナウイルス自体の重症化を防ぐためには、早期治療が必要であると思います。早期PCR検査を実施し、感染が確定することで軽症者を自宅待機させることができることとなり、感染拡大を防ぐことができると思いますが、感染の疑いがある町民がなるべく早期にPCR検査を受けるにはどのような手続をすればよいかっていうことをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（服部 隆君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 佐川議員のご質問にお答えいたします。

中華人民共和国湖北省武漢市で昨年12月以降、新型コロナウイルス感染症の発生が報告されて以来、世界各地から報告が続いており、国内においても各地で日を増すごとに患者数が増加する中、報道にもありますように、全国的にドラッグストアの店頭からマスクや消毒液が消えてしまい、今現在も入手が困難な状況でございます。

このような状況の中、先月2月25日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示されたところでございますが、国の情報におきましても、日々刻々と更新されており、各関係機関の対応も変わっている状況でございます。

新型コロナウイルス感染症の検査についての状況でございますが、国によりますと、検査体制能力は国立感染症研究所検疫所に加え、地方衛生研究所、民間検査会社や大学などの協力を得ながら1日6,000件程度となっており、3月末には7,000件を超える検査能力が確保される見込みでございます。

PCR検査につきまして、今月3月6日から医療保険が適用となり、検査を受けた方の自己負担分は基本的に検査結果にかかわらず公費扱いとなりますので、費用負担はございません。この医療保険適用により、設置されている帰国者接触者相談センターに相談し、センターから紹介された帰国者接触者外来で検査が必要とされたときは保健所を経由することなく、民間の検査機関に直接検査依頼を行うことが可能となります。民間検査機関の検査能力も大幅に増強され、より多数検査を実施することが可能となり、加えて、かかりつけ医や一般のクリニックからPCR検査が必要と判断された場合にも、保険適用で検査が受けられることができ、この場合、帰国者接触者外来には検査の場所、日時の調整が必要となります。

地域の検査能力に限界があるために断られることがないように、試薬の広域的な融通を図り、必要な検査が各地域で確実にできるよう、国がこれまでも増して緊密に仲介し、同時に、現在、検査時間を大幅に短縮できる新しい簡易検査機器の開発を進めており、3月中の医療現場での利用開始を目指し、かかりつけ医など身近にいる医師が必要と考える場合には、全ての患者がPCR検査を受けることができる体制にすると公表しております。

その相談受診の目安として公表されているのが、37.5度以上発熱が4日以上続いている、強いだるさや息苦しさがあるなどの場合、ただし、高齢者を初め、基礎疾患等ある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方は、この状態が2日ほど続く場合とされておりますが、特に高齢者基礎疾患等のある方にとっては大変にご心配だと思っております。発熱など風邪症状について、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の風邪やインフルエンザ等の病気の場合が圧倒的に多い状況でございますので、命にかかわることでございますので、我慢せず、かかりつけ医等に相談していただきたいと思っております。

国の感染防止策として、全国全ての小中学校や高校など、春休みまでの臨時休校とする要請、さまざまなイベントの自粛要請など、緊急的な措置をとっており、町といたしまし

でも新型コロナウイルス感染症に対する警戒体制をとり、警戒会議を行い、庁内各部署でも情報共有、必要に応じ協議をし、対応しているところでございます。

対応としまして、人の出入りの多い庁舎内のアルコール消毒液の配置、窓口職員のマスク着用等の衛生管理、また、保健センターで作成した感染予防のチラシを全戸配布し、町のホームページでの手洗い、うがい、咳エチケットの周知を徹底、町での各イベントの自粛、その他各施設の人が集まる行事の自粛要請などを行い、国の方針に基づいて、今、自治体としてできることを最大限に取り組んでおります。

この新型コロナウイルスそのものにきく抗ウイルス薬はまだ確立しておりませんので、今現時点で最も重要なのは感染予防でございますので、うがい、手洗い等の衛生管理を心がけていただき、感染予防でございますので心がけていただき、人混みを避けるなど、個人でできる予防対策を最大限お願いしたいと思います。

また、正確な情報に基づき、冷静な対応を心がけ、根拠のない情報に惑わされることないように注意も必要でございます。

この時期は風邪やインフルエンザ等で体調を崩しやすい時期でもございますので、その他、健康等に不安がある方につきましては、保健センターにおいて保健師、栄養士が健康相談を随時行っておりますので、相談していただきたいと思っております。

日々、状況が変化しているため、国や県の最新の情報に注視し、新型コロナウイルスについて正しい認識を持つとともに、基本的な感染症予防策を含めた共通理解を深めるよう、引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

ただ一つ、町民が不安になることってというのは、まず感染者がいるのかいないのか、それを判断できるような状況にしないと感染拡大というのは防ぎようがない、こう思っているっていうのは現状だと思います。この辺のところをできないっていうことではなくて、どうしたらできるかっていう方向で何か考えていただければと思います。

質問は以上で、次の質問に入らせていただきます。

3項目めですが、防災危機管理対策室の設置と危機管理に特化した専用回覧板の必要性について、お尋ねします。

従来想定しなかった脅威にさらされている現状では、住民の安全で第一に万全な危機管理対策を講ずる必要があると思っております。

したがって、これに特化した緊急対策室の設置が必要ではないかと思っております。

従来の回覧板とは別に、危機管理対策用の回覧板を表紙の色を変えるなり考えてもらって、住民全員に周知してもらえるように努めるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか、お聞きします。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

現在、町では、総務課が主管として消防防災業務を担当しておりますが、災害発生時には、町長を本部長とする災害対策本部の設置等を行い、災害対応を行っております。防災関連業務は毎年のように発生する大規模災害等により、ますます幅広く、より複雑化しており、業務量も増大しております。

このため、町は防災関連業務を適切に遂行していくため、来年度から消防防災分野等について、専門的な知見を有した職員を採用する予定でございます。

なお、ご質問にございました防災危機管理対策室の設置につきましては、先行自治体の事例等を参考として、今後の課題とさせていただきます。

続きまして、危機管理対策専用回覧板についてのご質問にお答えいたします。

町は、災害時等において、防災行政無線やホームページ等に加え、区長を通じた配布回覧物等により、町民等への災害情報の提供を行っております。

新たに危機管理対策用専門的回覧板を使用することにつきましては、導入に係る経費や区長等の負担等も考慮しながら、他の自治体の事例等も参考とし、調査研究をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

回覧板についてなんですが、回覧板っていうのは広報紙を配布したり、情報を、こういうお知らせがありますよっていうことをするためのものだけではないと思います。私は、今回、特化した回覧板をどうでしょうかっていうことの意味には、命にかかわる防災に関してですが、例えば一つのアンケートとして避難する場合に自分では避難はできませんっていう、できない人と、運転ができないのでそのときにはどっちとも言えませんっていう人と、もう一つ、あとは自分で避難ができますっていう、三つに分けた形をとって、そういうアンケートをとってもらって、それで必ず確認をしてもらって、確認の印を押してもらってっていうことをすることで、そういう情報を得ることができると思うんですが、そういうことに使っていないとなかなか区長さん1人でそういう情報を集めるということは難しいと思います。そういう形の利用方法に使えるのではないかと思って、こういう非常用の回覧板はいかがでしょうかっていうことをお話ししました。

全て防災で人命にかかわることなんですが、河内町の場合には、水害があれば、もう当然浸水するっていうところになっているんですけれども、逃げる場所に、避難場所について当然稲敷市だったり、龍ヶ崎市だったりっていうことは頭にあると思います。その交渉をどういう交渉をしているかっていうのは、事務レベルで今お願いをしていますという話は聞いているんですが、例えば龍ヶ崎のその施設を使うということになれば、当然ながら



龍ヶ崎で税金をかけて管理しているわけですから、河内町から何人か避難させてくださいって言ったところで当然無理があると思います。例えばこの地区で何人自主避難ができませんっていう人がどのぐらいいて、例えば50人なら50人いるんで龍ヶ崎のこの地区で何とか50人分避難をさせてもらえないかっていう、そういう交渉してもらって、ただ避難させてくださいということではなくて、例えば毛布何枚分はうちの方で何とか確保します、飲料水はこのぐらいでしたら何とかうちのほうで持つことができますっていう、そういう交渉の仕方もありではないかと思えます。

そうでないとなかなか外の市町村で管理しているところ、ただで使わせてくれっていうことは、ちょっとなかなか難しいところがあるんだと思うんで、一向にこれは進まないと思っています。

それに加えて、もし避難場所が決められないということであれば、あくまでも私の考え方ですが、最終的にどこか避難場所を新設するっていうことも必要になってくるんじゃないかと思えます。その場合、私が考えたときに、避難場所をつくるっていうことは当然防災センターが必要になってきて、それなりの敷地が必要になって、駐車場がなければいけない。もし駐車場があつてそこに医療設備があればこれにこしたことはないっていうふうに、一つ考えるといろいろなことが付随していろいろなことが出てくるんだと思うんですが、そういうことも選択肢の一つで考えていただければと思います。

当然、防災っていうよりも災害が起きた場合に電源は使えなくなるんで、そういうところに再生可能エネルギーの設置をしたらどうかということもあります。その太陽パネルですが、低いところに設置をするということではなくて、3メートルぐらいの高さで設置を考えてもらって、下は駐車場にでもできるような形、もし使えるものであればいろいろな形で塀をつくって、そこで直売所でも何でも使えるような形って、そういうふうに幾らでも話っているのは想像していくとできていくものではないかと思えます。そういうことも一つ、お考えいただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） ここで暫時休憩いたします。

10分間の休憩とします。

退席を許します。

午前11時08分休憩

---

午前11時16分開議

○議長（服部 隆君） 再開いたします。

次に、星野初英君、登壇願います。

〔10番星野初英君登壇〕

○10番（星野初英君） 皆様こんにちは。モニターをごらんになっている皆様ありがと

うございます。

それでは、通告に従いまして、5期目に入り初めての一般質問をさせていただきます。

今回は、3項目の質問をいたします。

初めに、SDGsの取り組みについてお伺いいたします。

SDGsとはSustainable Development Goalsの略で、国連創設60周年を迎えた2015年に193の国連加盟国が全会一致で採択されたのがこのSDGsです。SDGsを日本語で訳すと持続可能な開発目標とされています。SDGsは三つの視点からなり、一つは経済成長と環境保全、二つ目は不平等の是正、三つ目は環境途上国だけでなく、全ての国に適用させることになっています。そして、世界を変革するための17の目標と169のターゲットが定められています。17の目標の中には、まず1番に貧困をなくそう、2番目に飢餓をゼロに、3番目に全ての人に健康と福祉を、4番目に質の高い教育を、5番目にジェンダー平等を実現しよう等々あります。

従来は国連の開発目標は、主に開発途上国が目標達成の責任を担うものでございましたが、SDGsは、先進国も責任を担うということが今までとは大きく違うところであります。貧困や格差、気象変動などの課題解決に向け、国連加盟国が2016年1月から2030年末の達成を目指して取り組むとされていますが、私たち公明党は、人間の安全保障の理念を盛り込み、紛争の温床を絶つことにつながるSDGsの達成に向けて、全力で取り組むことを決めております。

国連では、SDGsに関するハイレベルの政治フォーラムが開かれており、国際社会の取り組みも加速してきております。

政府は、2016年5月にSDGs推進本部を設置し、同年12月にはSDGsの実施指針を策定しています。2020年度からは公明党の要望を踏まえ、学習指導要領にSDGsの理念を反映することも決まっております。一人も取り残さないという理念のこと、SDGsについての今回、質問をさせていただきます。

詳細は自席にてお伺いいたしますので、担当課長と町長の前向きな答弁もよろしくお願ひいたします。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 昨年に公明党の地方自治体の取り組み度調査アンケートを秘書広聴課にお願いしましたところ、私も含め、まだまだSDGsについて理解ができていないと感じました。

いつ、この質問をさせていただくか毎回考えておりましたが、なかなか聞き慣れないうちは何のことかなという捉え方もされると思いますが、今は聞き慣れているGDPとか、そういった部分で、このSDGsがこれから2030年に向かって全世界の目標となりました。

以前は発展途上国と言っておりましたが、このSDGsの中では開発途上国というように変わっています。そのように言葉一つ一つも変わってきている現状の中で、自分の国さ

えよければという考えではなく、世界中がみんな平等で幸せになっていかなければならない大事な時期になっているのではと考えます。

そこで、諏訪総務課長にお伺いいたします。

河内町としてのSDGsのご認識と今後の取り組みについて、お聞かせください。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 星野議員の質問にお答えいたします。

SDGs持続可能な開発目標は2015年9月の国連サミットで採択され、誰ひとり取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標と、その下に169のターゲット、232の指標が決められております。

国においてはSDGs実施に関して、2016年に総理を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、SDGs実施指針、そしてSDGsアクションプランを策定しておりますが、最新のSDGsアクションプラン2020では、国内実施、国際協力の両面において、1、ビジネスとイノベーション、SDGsと連動するソサエティー5.0の推進、2、SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、3、SDGsの担い手としての次世代、女性のエンパワーメントの3本柱を中核として、日本のSDGsモデルの展開を加速化していくとしております。

ご質問の中で、以前、秘書広聴課がご回答したSDGsについてのアンケートのお話ありがとうございました。ご指摘のとおり、SDGsについての町における認知度はまだまだ低いと言わざるを得ない状況です。

国のSDGsアクションプラン2020では、スマート農林水産業の推進や地方創生の推進、強靱なまちづくり、働き方改革の着実な実施や、あらゆる分野における女性の活躍推進、新学習指導要領を踏まえた持続可能な開発のための教育の推進等が示されており、現在、行っている町の施策と関連する部分も多いのではないかと考えております。

町における今後のSDGsの取り組みにつきましては、町の職員はもとより、町民等に対してどのようにSDGsの考え方を認知していただくかが課題となりますが、町の施策がSDGsのどの目標に関連しているかを改めて認識し、具体的な施策を行っていくことが取り組みの第一歩になるのではないかと考えております。

今後、町では新たな総合戦略など、町の重要施策に関連するさまざまな計画等の策定が予定されますが、こうした計画づくりの過程において、どのようにSDGsの考え方を取り入れていくかを意識しながら、施策の検討等を行っていくとともに、町民等に対して改めてSDGsの考え方を広めていくことに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。

2回目の質問をいたします。

諏訪課長の答弁の中にもございましたが、今までに町において取り組んでこられた一つの取り組みがSDGsの理念につながっているとも、私も思います。

町政を運営していく上で、具体的にこのSDGsの理念に基づく施策にしていくためには、町の重要な施策に関するさまざまな計画づくりにおいて、SDGsの考え方を取り入れていくことを認識しながら行っていただき、町民ともにもSDGsの考え方を広めていただきたいと思います。

そこで、議会初日のときにSDGsのバッジをつけてこられておりました町長さんにも、町長の考えをお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） きょうは背広を取りかえちゃって、SDGsのバッジ忘れてきちゃいました。

私もバッジをある人からをいただいて、いろいろ調べてみたんですね。そうしたら、本当に質問の中にありましたように、人間の安全保障、まさしくそこだと思いました。

ですから今、総務課長で答弁の中にありましたように、これから町で総合戦略の見直しがありますけれども、その中にこの考え方をしっかり入れて、私もネットで調べてみたら、本当に素晴らしいことがいっぱい書いてあるんですね。これを、ですから地球上の人たちが本当にまじめに取り組んだら、地球上は災害もなく、災害っていうか争いもなく、本当に1人の取り残しもなく、ユートピアの世界ができるんじゃないかというふうに感じております。

そういう意味で、自治体としてできることから取り組んでいく、そしてそれを町民にお示しをしていくということが大事だろうというふうに考えておりますので、今後、これを基にいろいろな計画、そして国の方では、これについて確か補助金等も出ているというふうに聞いております。茨城県では、つくば市が唯一、その認定をされたということでもありますから、これについても研究して、もらえるものはもらえるというふうに取り組んでいけたらいいなと感じております。

以上であります。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 町長ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

今回質問するに当たり、さまざま勉強させていただきました。その中で、龍ヶ崎市の中根台中学校では環境教育の一環として、SDGsを知ろう、考えよう、行動しようというテーマで学習しているそうです。また、愛宕中学校では、外部講師をお招きして、SDGsについて学んでいるようです。

そんな中、全国の取り組みの中で、愛媛県の新居浜市教育委員会では、SDGsをわか

りやすくまとめた小冊子を作成し、市内の小中学校の5、6年生に配布して学んでいるとお聞きしました。私も1冊送っていただきました。こういったものなんですけれども、中を読んでみますと、すごく大きな字でわかりやすく書いてありました。子供が学ぶ前に、私たち大人がまずこれを学習したほうがいいのかなと思うぐらい、本当にわかりやすくつくられております。

中身をちょっと紹介したいと思うんですが、このSDGsの17の項目一つ一つを具体的にわかりやすく提示しながら、それについて自分たちでできることを考えていく仕組みになっています。

まず、初めの目標1である貧困をなくそうという項目には、世界がどうなのかなというところで、世界には1日の生活費が約140円未満で生活しなくてはならない人たちが多くいます。生活上でお金がないということだけでなく、十分な食事がとれないことや、きちんとした教育が受けられないなど、基本的なサービスが受けられていませんということを5、6年生の子供たちが読むわけです。それによって日本はどうか、日本でも、子供たちの6人に1人が相対的貧困と呼ばれる周りの人にとって当たり前の生活ができていないといわれる子供がふえています。

貧困の問題は生活だけでなく、教育や健康の問題とさまざまな問題につながっていくおそれがあります、というように、友達と家族と、それについて考えてみようとなりました。自分にできることは果たして何だろうかという欄があって、それが勉強になっております。

目標2の飢餓をゼロに、飢餓という言葉だけでも何だろうと思うような言葉ですが、これも世界では9人に1人が、約8億人の人が日常的に空腹を抱えて苦しんでいます。

一方、世界では毎年約25億トンもの穀物が生産されていても、もしこれを世界の全ての人に平等に分けていけば、日本人が実際に食べている倍以上の食べ物を全員が手に入れることができます。さらに、世界では穀物以外に野菜などもつくられていますので、地球全体では全ての人たちが十分に食べられるだけの食べ物が生産されているにもかかわらず、食べられないで苦しんでいる人が9人に1人、8億人もいます。

5歳未満の子供4人に1人が発育が十分でない、こういう現状を知っていく中で、身近な問題として考えてみようということが17の項目の全てにありました。これがとてもわかりやすいと思いました。

さまざまな取り組みがあると思いますが、意識を持って取り組んでいくことが、全てのSDGsの理念につながっていくと思います。

SDGsについては、今回の質問だけでは終わりませんので、機会があれば項目ごと何回かに分けて今後も取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、2項目めの防犯対策についての質問をいたします。

先日あるお宅にお伺いしましたら、泥棒が入り現金のみを持ってかれたそうですが、土

足で上がったので、後の片づけも大変であったし、何より毎日怖くて今後も心配でと不安そうに言うておりました。

また、私のところにも2カ月前に明らかにおかしいと思うメールが届きました。それは、おめでとうございます、3億円当たりました、賞金を受け取るためのカード番号を入れてくださいと、少し放っておいたら、何回も何回も、きょう中に受け取り手続をとらないともらえなくなりますが、最後は脅迫するような文章で来ました。そもそも何も応募していない私のところに、こんなメールを何回も送ってきて気持ちが悪かったです。パソコンから送られていたようですので、パソコンからのメールを一時期入らないように設定し、対処いたしました。

話を戻しますが、河内町の住民は本当に鍵をかけないのが当たり前のようで、昨年、一時期、防災無線でも鍵をかけるようにと流れていたときがあったと思います。

そこで、伺います。町内で起きた犯罪発生状況について、ここ何年かの発生件数の推移を犯罪内容についてわかる範囲で構いませんので、諏訪総務課長、お聞かせください。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

町における刑法犯の年間認知件数は、茨城県警察本部が公表しておりますデータによりますと、直近の令和元年12月末では年間29件で、前年同期比較で23件の減となり、また、人口1,000人当たり犯罪発生率は3.356件で、犯罪率順位は県内44市町村中43位となっております。このうち、ご質問にもございました住居侵入窃盗は全て空き巣となりますが、3件で、前年同期比較で8件の減となります。

町の犯罪率が県内でも低いことは、警察を初めとして、町の防犯や交通安全等のボランティアの方々、学校やこども園等の児童生徒の保護者の方々、そして、地域で見守っていただいている町民の皆様のご努力によるものであると考えております。

なお、町では、今後も警察等と協議をしながら、広報や防災行政無線等を通じて、空き巣等の窃盗やにせ電話詐欺等に関する町民等への注意喚起に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。

2回目の質問をいたします。

44市町村のうち43番というのはすごいと思いました。皆さんの防犯に対する意識と常日ごろからの協力と努力に感謝いたします。

それでは、今現在、町内に設置されている防犯カメラの件数の状況と、この設置した防犯カメラの内容を警察に提供したことがございますか。あわせてお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 防犯カメラの設置状況等についてお答えいたします。

町は、町内の主要交差点等の4カ所に交通安全や防犯等の目的で防犯カメラを設置しておりますが、このほかに、かわち学園や水と緑のふれあい公園内にも、施設内の安全対策として防犯カメラを設置しております。

なお、ご質問にございました交通事故や窃盗等の犯罪捜査に関連して、町の防犯カメラのデータを警察に提供することにつきましては、法令等により適切に対応しております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。余り詳しい答弁はできないことは承知しております。

3回目の質問です。

先ほどの答弁にありましたが、交通安全や防犯の目的で防犯カメラを設置しているところがありますが、かわち学園はスクールバス通学の児童が多いです。一部の児童は歩いて通学もされています。通学路の見守り、防犯カメラを設置する事業が埼玉県戸田市では行っているそうです。

そこでお伺いいたします。町では防犯カメラ設置事業補助金の活用をされていると思いますが、それはどの程度あるのでしょうか。

また、防犯カメラの今後の設置予定数についてと防犯対策の町の取り組みについてお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

町は、平成30年度に県の街頭防犯カメラ設置促進事業補助金を活用し、茨城国体会場周辺等の犯罪抑止及び安心安全な地域づくりを目的として、防犯カメラの設置を行っております。

今後の町における防犯カメラの設置につきましては、現在、具体的な計画はございませんが、警察等の関係機関とも協議しながら、必要に応じて設置についての検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。河内町は、比較的犯罪が少なく、安心して暮らせる地域だということを認識いたしました。

でも、安心はできません。時代の流れで目に見えないところでの犯罪も起きていますので、今後も警察の機関と協議いただき、必要に応じての設置をよろしく願います。

3項目の成人式についての質問、最後の質問をいたします。

2023年の成人式についてお伺いいたします。

2018年6月に可決成立した18歳成人法は、2022年4月1日から施行され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

明治時代から約140年間、日本では、成人年齢は20歳と民法で定められていました。しかし、先ほども言いましたが、2022年4月1日から成人年齢が18歳に変わること、2023年1月に予定される成人式には、18歳、19歳、20歳の方が一堂に成人式を迎えます。一気に新成人がふえるときに当たります。

成人式典は、各自治体に任せられておりますけれども、今からさまざまな形で町民に周知が必要になるのではないのでしょうか。課題が見えます。18歳の1月はまだ高校生です。大学受験の真っただ中で成人式どころではありません。成人式に参加するに当たっては、高校の制服で参加するのでしょうか。3学年同時に行うとすると、会場の問題もごさいます。保護者の方の思いからすれば、女の子ならやはり晴れ着を着せてあげたい。けれども、2人同時とか3人年子のお嬢さんだったら大変です。最近は男の子も羽織、袴の子がいらっしやいます。河内町だけではないので、予約した晴れ着が足りなくなることも考えられます。美容室の予約も大変です。今でも明け方の3時とか4時ごろから行って髪の毛をセットし、着付けをしていただいています。

そんな中、神奈川県逗子市では、民法改正後も対象年齢を20歳として、20歳を祝う成人式の集いとして開催するそうです。成人式年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙は健康面の配慮から20歳未満は今までどおり禁止のままです。飲酒などの規制が解禁になる20歳でお祝いすることがさまざまな状況を考えても望ましいのではないかと考えます。

河内町においても、少し早目ではありますが、成人式の名称を新たに考える考えはいかがでしょうか。例えば、20歳の集いとか、晴れの日の集いとか、それに従って河内町として、なるべく早く町民の皆様へ周知をして、安心していただくのがよいと思いますが、いかがでしょうか。寺崎事務局長、答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 星野議員の質問にお答えします。

2022年、令和4年4月1日に施行いたします改正民法により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、成人式の実施に関しましては、法的根拠はなく、各自治体の判断で実施するものとなっております。

河内町では、令和4年4月1日以降の成人式につきましても、これまでどおり20歳を対象として開催する予定です。理由といたしましては、星野議員のご質問の中にもございましたが、18歳とした場合、対象者の大半は高校3年生であり、1月は受験や就職の準備などと時期が重なるため、式典に参加する方たちの負担となり、参加できない方がふえてしまう懸念がございます。また、改正後の初年度となります令和5年1月の成人式が3学年同時となりますと、さまざまな方面に混乱を来すおそれもございます。



以上のことから成人式は、引き続き20歳を対象として開催する予定ですが、式典の名称につきましては、自治体によっては変更せずに成人式のままというところもございますので、変更しないという選択肢も含め、20歳の節目のお祝いとしてふさわしい名称を今後、検討してまいりたいと考えております。

まずは、今後、成人を迎える方やその保護者の方々の不安を解消するためにも、早い段階で引き続き20歳での開催となることにつきまして、周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。

保護者の方の不安を解消するためにも早目に周知をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 皆さん、こんにちは。7番諸岡周示です。

まず、先ほどもありましたように、新型コロナウイルス感染拡大は、私も非常に危惧するものがあります。しかしながら、これは冷静な対応も必要ではないかと考えます。そして、いろいろな情報も正確に捉え、町でもそれに対することを町民に発信すべきではないかと考えます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回の質問は、先ほど佐川議員も少し質問がありましたように、防災対策でございます。

町内には65歳以上の方が全体の、人口ですけれども35%、ほかに小さいお子さんを抱えている人、ひとり住まいの人がたくさんいます。このようないわゆる交通弱者の皆さんが全体で何人いるのでしょうか。そのような人の災害時における移動手段を一刻も早く決めておかなければ大変なのかと思えます。

2番目には、町における各団体の会計の扱い方です。報酬や補助金などを含めた取り扱い方について質問いたします。

3番目に、第5次総合計画についてです。このごろ、その計画が実行されているのでしょうか。継続的に行われているものもあれば、少しぶれもあるような疑問もわきました。

詳細については、自席にて質問いたしますので、担当課長、そして雑賀町長には丁寧な答弁をお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 1番目に防災対策について質問いたします。

早いもので3月も半ばに差しかかり、本当に月日のたつのはあっという間に来てしまいます。半年も過ぎると台風シーズンに入ってまいります。そして、年ごとに勢力が増し、

災害が幾度となく大きくなっているような感じがします。

そして、先ほどもちょっと答弁にもありましたように、バス会社との協定、私は昨年、11月に八ッ場ダムの視察を行ってまいりましたが、あのダム、大体95%完成したところを行ってきたんですが、昨年大雨によって、あのダムが1日か2日の間に、ダムが大雨にいっぱいになったそうです。そして言われたことは、あのダムがもしなければ、利根川の水位があと1メートル上昇したと、そういうようなことも聞きました。

非常に移動手段を早急に本当に決めていただきたいというような、この思いがあります。

雑賀町長、いつも大雨によって、そして地震が起きたらぞっとすると、そのようなことも幾度となく町長からお話を聞いていますが、そして、避難所及び移動手段、先ほど佐川議員が質問をいたしましたので、私は、これも幾度となく質問しているハザードマップについて、現在どこまで進んでいるのか。私は、町内だけでも避難場所も先ほど12カ所という話もありましたけれども、明示をし、早急にこれ作成してほしいなと思います。

担当課長に答弁を求めて、その後、この防災対策について、早急な決断をお願いしたいと思います。雑賀町長にも答弁お願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

ハザードマップについてのお問い合わせなんですが、町は、利根川及び小貝川、霞ヶ浦の洪水浸水想定区域に指定されておりますが、町全体が平坦な地形であるため、利根川等の大規模氾濫時には町内全域が浸水するおそれがございます。

現在のハザードマップは利根川及び小貝川、霞ヶ浦の洪水を想定し、各対象河川等の浸水想定区域図に基づき、平成22年3月に作成され、各世帯に配布されておりますが、既に約10年が経過しております。

町は、本年度中に国が示している利根川等の想定最大規模降雨に対応する浸水想定区域図への対応や、稲敷広域消防本部圏内市町村広域避難計画、利根川、小貝川洪水編に基づく広域避難の情報等も掲載したハザードマップの改正を行うことを予定しておりました。

町は、この広域避難計画に基づき、避難先である阿見町及び美浦村との協議を行ってまいりましたが、昨年10月の台風19号等の災害対応については、広域避難先となる自治体においても災害対応を行っており、現在の広域避難計画が円滑に実施できない可能性があるという課題が生じました。

このため、ハザードマップへの広域避難や避難所等に関する情報の掲載方法について再検討するため、令和2年度への繰越事業といたしました。

今後、町はハザードマップについて、台風等により、利根川等の水位が上昇する時期に先んじての改正を目指し、水害に対する町民への注意喚起と、さらなる防災意識の啓発の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 全体の防災対策について、再度、町長のご決意をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 昨年、確か台風19号のときに災害対策本部を設置しまして、今、振り返ってみますと、避難準備をしたのはちょうど12時ごろだったんですよ。防災の決まりでは水位が5.75メートルで避難準備を発令するんですね。ですが実際、発令したのは7メートルをちょっと超えたときだったんですよ。

ですから、やはり避難準備を、そのときに関係者も皆さんいたんですけども、本当に判断に非常に迷ったっていうのは、佐原にあります国交省の河川事務所から直接、所長からコンタクト来たんですけども、水位が下がるという、要は予想だったんですね。ところが時間がたてばたつほど下がるどころか上がっていったんですよ。それで、これはということで、避難準備を出したときには7メートルを超えていたんですね。ですから、そういう意味では非常に反省しておりまして、避難準備は準備として、しっかり町民の方に防災無線でお知らせをしなきゃいけないというふうに反省しているところであります。

そういう意味において、今後については、やはり避難準備をまずするという、町民に知らせるといふことと同時に、そのときに避難準備、先ほど佐川議員の質問にもありましたように、じゃあ実際どうするんだということなんですね。これについては、私は、町で総合防災訓練を実施しており、また、会議や準備委員会も開催しておりますけれども、あと半年もしたら、もうその時期になるわけですから、早急にその会議を開いて、現実的な対応をどうするのかということ、しっかりと専門家の方も含めて協議をしなきゃいけないなというふうに思っております。

ただその中で、今、各区長さんのお話もありましたけれども、実は私、正月の1日に地区の人が集まったときの話なんですけれども、前にお話したかどうか、ちょっと覚えていないですけども、そのときの話は、急に利根川が増水したときに地震があつて決壊したときはどうするんだっていう話、これは避難準備もへったくれもなく間に合わないんですね。その時は、とにかく命を守る行動をとれと。平屋の人は2階のあるお宅に行って2階に上げてもらえと。自分の家に2階があれば、そこに避難をします。これ命を守るということで、緊急の場合はそういう形しかないだろうという話をしたんですね。そうしましたら、俺んちは1階だ、じゃあ俺んちは2階だから来いよとか、そういう話が出たんですね。

そういうことを考えたときに、まさしく区長さん方に、各地区でもって自主防災組織の中で、そういうふうな議論をしていただくしかないのかなと。ですから、避難準備して、さあ、どうぞ、もうそろそろ準備してくださいっていうのと同時に、緊急の場合には、やはりその地区ごとで2階に避難をする以外には方法ないのかなと。結局バスを出すって

っても、水があふれているときはバスなんか出せないですから。そう考えたときには、やっぱり理想と現実の両方を議論しておく必要があるなというふうに思っていますので、そのようなことを会議の中で話し合えるよう、なるべく早めに開催したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

まさに今、町長が言われたように、私の行政区も、ことし、やはり1月にそのような話をこの地区の中で話し合いをしました。

やはり、自助、共助、公助といわれる公助には限界があると思うんで、自助、共助をどのようにするか、その辺もやはり区長会などでいろいろ話をさせていただいて、お願いしたいなと思います。

次に、町の各団体の、町における、例えば公民館のテニスコートやその他部屋の使用料の仕方などとか、あと今はなくなったという話、聞いていますけれども、以前は都市整備課で行われているゴミ袋の売り上げた後のお金の処理、要は現金ですね、そのような会計のとり方について質問をいたしたいと思います。

ときおり公務員の公金における事故、そして、この間は団体職員、農協でしたけれども、10年間も臨時職員が、常総ひかりのほうで公金を使い込みをして、大きく新聞報道にされていました。

平成28年6月の議会においても、服部議長が質問していますけれども、あと私も、ここを退職された方に、ちょっと報酬、公金の取り扱いの話を聞いたんですけれども、お金の集金時の後、何か欠損した後、補填したというような話も、ちょっと聞いたんですね。

そこで、代表で総務課長にちょっと調べていただいたと思うんですけれども、今現在の各課の団体に対する報酬、そして補助金、町の担当者が扱っている現金もあるでしょう。その辺はどのように管理しているのか、種別、名称、金額について、担当課長に質問をいたします。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

町の補助金交付団体等の会計につきましては、各団体が会計責任者を決め、適切に管理することを基本としておりますが、一部の団体については町の担当課が事務局として団体の会計管理を行っている場合もございます。

今回のご質問をいただきまして総務課から各課に確認を行いました。町の担当課が管理している団体等の会計は、町の補助金を含めた運営経費等が主なものとなりまして、金額も団体等によりさまざまとなります。

課別に主なものをお答えしますと、総務課では交通関係及び防犯関係や区長会等の団体

の会計を事務局として管理しておりますが、金額は上部団体や町の補助金等も含めて10万円未満から20万円以内と幅がございます。

また、総務課以外の課につきましては、企画財政課では統計関係団体に運営補助として5万円、経済課では、農業関係団体に運営補助として30万円。そして教育委員会事務局では体育協会やスポーツ少年団、文化協会等へ町の補助金が交付されておりますが、本年度予算では体育協会へ175万6,000円、スポーツ少年団へ100万円、文化協会へ50万円等が町の補助金として計上しております。

教育委員会事務局では体育協会等の本部の会計管理を行っておりますが、各団体では町の補助金等を活用し、おのおのの登録団体へ補助金を交付し、各登録団体については各団体内の会計管理が行われております。

現在、町では町の担当課が団体等の会計を管理する場合は、通帳と印鑑等を別々の職員、例えば課長と課長補佐等がそれぞれ別に管理、保管を行い、現金の出し入れ等の際には課長等が必ず確認することを各課に周知し、不適切な会計処理の防止に努めております。

なお、かわちフェスタや敬老福祉大会等の事業補助金や町から団体等への委託料等について、町の担当課が事務局として通帳等で管理をする場合においても、補助金交付団体の場合と同じように通帳と印鑑等を別々の職員が管理、保管し、課長等が確認を行っております。

続きまして、現金の取り扱いについて、ご説明いたします。

町の担当課が施設の使用料として現金を取り扱う場合は、その使用料等について調定伝票を起票し、現金を出納室に納めるという事務手続を行っております。

各課における現金の取り扱いを伴う主な施設使用料等は、平成30年度決算を例にとると、町民課の東共同利用施設使用料38万550円、教育委員会事務局の公民館使用料2万5,940円、農村環境改善センター使用料6万1,990円、テニスコート使用料8万9,250円、農業者トレーニングセンター使用料2万2,050円等となります。

施設使用料等について、各施設等で一時的に現金を預かる場合は金庫等に適切に保管し、調定伝票を起票するとともに、保管していた現金を出納室に納めることとなりますが、各施設等での現金の取り扱いについては、現金を保管する期間をできるだけ短くするとともに、金庫の鍵等は課長または課長補佐等の管理権限のある職員が適切に管理保管することとしております。

なお、ご質問にもございました町のごみ袋につきましては、取扱店等が町からごみ袋を購入する際には、取扱店等が出納室に購入代金を納めた後に担当課である都市整備課に領収書を持参し、担当課から取扱店等にごみ袋を引き渡すということになっており、現在、担当課では調定伝票の起票等を行いますが、直接現金を取り扱うことはございません。

町は、これまでコンプライアンス研修など、職員の法令遵守や公務員倫理の向上等を目的とした職員研修等を行ってまいりましたが、今後も引き続き、補助金交付団体との会計

や現金の取り扱い等について不適切な取り扱いを防止するために職員への指導教育に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 問題は現金なんですよ。現金の取り扱いについて、現金を保管する期間をできるだけ短くするというようなお話なんですけれども、ちょっと通告にはないんですけれども、藤井副町長、以前、その職員だったもんですからそこにはないんですけれども、大変申しわけないんですけれども、これについて何か答弁できませんかね。

○議長（服部 隆君） 藤井副町長。

○副町長（藤井俊一君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

公務員の公金の取り扱いにおける事故っていうのは、多々新聞に報道されております。

今、諏訪課長の答弁にありましたように、役場、今、各種団体への補助金、現金等の取り扱いについて、諏訪総務課長から報告あったとおりでと思いますが、私といたしまして、もう一度各課の担当者、課長に現状を確認して、調査していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

通告、町長にもしていますので、これ本当にあってはならないことなんで、ちょっと農協の話もしますけれども、10年間監査法人も入れて3,500万円ぐらいも横領したんですね。それも臨時女性職員です。これ、ひどい話です。見つからなかったんですよ。これは、やっぱり1人でやっているから多分そういうことだと思うんですけれども、雑賀町長、再度この再調査のことに對してお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 本当に諸岡議員がおっしゃるように、新聞に時々出るんですよ。特に現金及び通帳とか印鑑を預かっている人は、いろいろな事情でそういうことになるんでしょうけれども、やはりそれが後を絶たないっていうのは、非常にこれは憂慮するところなんですよ。

ですから、今までの例えば町での取り扱い方をもう一度しっかりと調査をして、どこにその盲点があるのか、あるいは盾と矛じゃないんですけれども、何とかごまかそうとする人はそこをかいくぐるんですよ。どちらかというと、そちらのほうが頭がいいんだろうかわかりませんが小ずるいわけですから、そのあたりをどうやって防止するかという意味ではしっかりと過去を検証して、それで防止策をとらなきゃいけないということで、関係者からいろいろ話を聞いて調査をしていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。一応再調査をするということで私は感

しました。

次に、第5次総合計画について質問をいたします。

初めに、総合戦略実行プロジェクトについて質問をいたします。

総合戦略を見ると、チームの編成とかいろいろなアクションプランの重要業績評価指数、K P Iの指数を達成するためというようなこともありますけれども、そして年に1回、有識者会議や本部会議の検証をするというようなこともありますけれども、私、余りやった、私、委員じゃないんで、ちょっと委員なのか委員じゃないのか、ちょっとわかりませんが、その辺を、これは企画財政課長ですか、答弁お願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 諸岡議員の質問にお答えいたします。

総合戦略実行プロジェクトチームにつきましては、河内町総合戦略に掲げたアクションプランの目標達成を目的に、その実行チームとして立ち上げることを計画に位置づけている組織でございます。

この総合戦略の策定につきましては、平成26年度に国において策定されましたまち・ひと・しごと創生法に基づき、今後、加速度的に進むことが見込まれる人口減少対策への具体的な施策の策定が全国の都道府県及び市町村において義務づけられたことに伴い、本町におきましても平成27年度に策定したものでございます。その翌年度には、この河内町総合戦略を包括した形での第5次河内町総合計画が策定されました。双方の計画に掲げられた戦略でありますアクションプランの達成に向けて、業務の推進に当たっているところでございます。

ご質問にあります総合戦略実行プロジェクトチームでございますが、本来であれば、計画策定に合わせて組織を立ち上げ、これら計画に掲げるアクションプランの目標達成の円滑な遂行管理に当たっているところではあります。本町の組織構成が比較的小さく、各課の連携が容易に図れることもあり、都度綿密な打ち合わせや情報共有等を行うことができることからプロジェクトチームの発足には至らない状況でございます。

現時点におきまして、総合戦略の進行管理等につきましては、事務局であります企画財政課において、毎年度アクションプランの進捗状況について各課から取りまとめにより進行管理を行うとともに、地方創生関連交付金事業など、重点アクションプランにつきましては有識者会議等への書面協議による効果検証を実施したところでございます。

また、これまでの実績値、重要行政評価指数、K P Iでございますが、アクションプラン全35テーマのうち、達成度が数値的に取りづらいテーマを除く29テーマ中、11テーマにつきまして年度間目標を上回ることでございます。

現総合戦略につきましては、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期間でありますことから、来年度からは新たな計画の策定を含む第2期河内町総合戦略の推進期間となります。新たな総合戦略の策定に当たりましては、第5次総合計画に掲げるアクション

プランの重点項目はもとより、継続的に推進していくべき項目、新たに取り組むべき項目などの選定段階から、町長統括のもとに若手職員の登用も踏まえ、総合戦略実行プロジェクトチームを編成し、事業の遂行につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） この第5次総合計画は、町の総合計画審議会、そして議会を承認していろいろなことをやられているんですけども、私、幾度となく今まで4年間ほどかわち直販センターのことで質問をしまして、いわゆるにぎわいのある小さな拠点ネットワーク化というようなことがありますけれども、先般、私がちょっと感じたことは、道の駅の議員説明会が2回ほどありました。私、総合計画とは少しかけ離れているような感じがするんですけども、そして、かわち直販センターの出荷者に対して説明をするするというようなお話も幾度となく担当課長から聞いているんですけども、その辺を再度説明したかどうか、経済課長に答弁を求めたいと思います。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

かわち直販センターのリニューアル構想につきましては、ご質問のように、これまで経過報告やご提案を含めましてご説明の機会をいただいたところですが、その際にご提案をさせていただきました検討案では、農産物の直売所に加えまして、町の情報発信の集約拠点として活用することを検討案の一つとしてお示しさせていただきました。

これには、町の先進的な産業として期待される米ゲルのライスジュレやドローン、チョウザメやトラフグの飼育施設などとともに、小さな拠点である長竿亭や併設されたカフェなどの各種施設の情報案内、さらにはかわちフェスタやイルミネーション、シャワーランなどのイベント情報を発信しながら、それぞれの施設の情報や町で取り組むさまざまな事業を一つの場所に集約し、町の魅力を一体的に発信することで町内外をつなぐためのハブ機能やプロモーションにもつながり、このことは総合計画の施策にも沿った構想ではないかと考えております。

さらに、このような既存直売所施設の活用方法に加えまして、もう一つの検討案といたしましたのは、水と緑のふれあい公園内を候補地とする構想をお示しさせていただきました。この構想における総合計画の位置づけと考えられますのは、かわち学園を拠点としながら子供たちを中心に地域のコミュニティ化を進め、観光の拠点ともあわせて長竿地区のエリアに「子ども・にぎわいのまち」をつくることがアクションプランにも掲げられており、このことが候補地選考の一つであると考えられるところでございます。

しかし、ご指摘のように、道の駅を位置づける構想としては、総合計画の策定の時点ではまだございませんでした。

しかしながら、ここ最近では、近隣に大型ショッピングセンターが出店したことなどに



よる周辺環境の変化に合わせた見直しへの対応や、将来に向けた構想に対するメリット、デメリットを評価、検討する中での方策の一つとしてお示しさせていただいたことをご理解いただきたいと思いますと考えております。

いずれにしましても、今後設置を予定しております再編検討委員会において、専門的な幅広い視点により、さまざまなご意見をいただきながら、よりよい方向性を見出すことができるよう、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、利用出荷登録希望者の方々に対するこれまでの対応につきましては、農産物等の出荷計画の調査とあわせまして近隣の直売所への出荷の意向を伺いながら、出荷先のあっせんや紹介をさせていただきサポートを行ってまいりました。出荷者の方々にはお申し込みいただいてから長期間お待たせしている状況となっておりますので、出荷ができずに困ることがないように、引き続き対応してまいります。

また、出荷者の方々からご意見をいただく機会といたしましても、説明会とあわせて意見交換会を行いまして、さまざまなご意見を取り入れながらリニューアル構想に生かせるよう努めてまいりました。

今後も出荷者の方々に対しましては、再編検討委員会での検討状況の進捗を踏まえながら、さらに準備期間をいただく場合には説明会を開催するなど、ご理解をいただけるよう十分な説明をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

せっかく直売所の補助金をつけながら、なかなか実行に踏み切れないと、本当に担当課の課長さんやらほかの課長さんも大変だなというふうに感じていますけれども、再検討委員会が設けるということで、早急にこれ立ち上げていただいて、その辺も含めてやっていただきたいと思うんですけれども、雑賀町長、この報告に対してお願いできませんかね。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 諸岡議員がおっしゃるとおり、ここにいたっては出荷者の皆さん、そして町民の皆さんに本当にご迷惑をおかけしていること、事実であります。本当に担当課も含めていろいろな方に頑張ってもらったんですけれども、なかなかいい結果ができなくて今まで来たっていうことは、私においても本当に反省しなきゃいけない部分であると認識しております。

そういう中で、今般、再編の検討委員会を議会でもご了解をいただいて、委員会も立ち上げるわけですけれども、非常に難しい問題であろうと思います。ですから議会側と執行部側以外にも有識者、そして専門家を交えた委員会を設置させていただいて、その中でしつかりとした方向性を早急に見出さないとならないなというふうに感じております。

現実的に角崎にカスミさんができまして、そこに今、人が集中しているという現状もご

ございますので、直売所のあり方、そして今後の小さなネットワークの拠点づくりですか、そのあたりをどのような方向に持っていくかということをしかりと検討委員会の中で検討できるように、執行部といたしましてできる限りの情報収集等を含めて検討委員会とともに、今後のあり方について早急に進めていきたいというふうに思っています。どうかその節にはまた議員の皆様方にもいろいろなお知恵を拝借して進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 最後に、消滅可能性都市からの挑戦というスローガンのもと、まちの強みを追い風に、またそして弱みを克服して次の世代にバトンタッチできるよう、まちづくりに雑賀町長ほか執行部の皆さんにおかれましては頑張ってください。私も微力ながらお手伝いをしますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 以上で一般質問を終了いたします。

---

○議長（服部 隆君） 日程2、議案第1号 河内町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程3、議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程4、議案第3号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程5、議案第4号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程6、議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程7、議案第6号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程8、議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程9、議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例を

議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程10、議案第9号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程11、議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程12、議案第11号 令和元年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 令和元年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程13、議案第12号から議案第18号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月6日の本会議において予算審査特別委員会に付託いたしました令和2年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで委員長より審議の審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長諸岡周示君、登壇願います。

〔予算審査特別委員長諸岡周示君登壇〕

○予算審査特別委員長（諸岡周示君） 予算審査特別委員会審査報告をいたします。

去る3月6日開会されました令和2年第1回河内町議会定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告いたします。

議案第12号 令和2年度河内町一般会計予算

議案第13号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第14号 令和2年度河内町介護保険特別会計予算

議案第15号 令和2年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第16号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第17号 令和2年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第18号 令和2年度河内町水道事業会計予算

以上、7議案について、3月6日、9日の2日間にわたり全委員出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は全て原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、議長を除く全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ事務の執行に当たられるよう申し上げ

げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

令和2年3月13日

予算審査特別委員会委員長 諸岡周示

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

議案第12号から議案第18号は質疑討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第12号から議案第18号につきまして、予算審査特別委員会の審査結果のとおり可決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程14、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の調査事項とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて令和2年第1回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後零時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員